

資料1 新教育長の設置に伴う事務委任について

平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育委員会制度が始まりました。現在嘉手納町は、旧制度の教育長が在任する経過措置期間中であります。平成29年3月31日をもって教育長の任期が満了することに伴い、新制度へ移行、新教育長の設置となります。

新教育委員会制度における新教育長は、教育委員長と教育長が一本化された職として、首長から直接任命され、特別職としての立場に一本化されます。

そこで問題となるのが、補助執行と事務委任の問題です。新教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、その職自体が教育委員会の構成員となることから、地方自治法第180条の2の「執行機関の事務を補助する職員」に該当しないこととなります。このため、新教育長に対して、地方公共団体の長の権限に属する事務の一部を事務委任することは引き続き可能であるが、補助執行させることはできないこととなります。したがって、現在教育長に補助執行させている事務について、事務委任するかどうかの協議が必要となります。首長の権限及び教育委員会の権限に係る重要な事項と考えますので、総合教育会議での協議、調整を求めます。

補助執行・・・補助執行とは、内部的に執行機関の権限を補助し執行させることをいい、対外的には、執行機関の名で執行され、補助執行者の名は表示されない。
事務委任・・・行政庁がその権限の一部を自己の意思に基づいて他の行政機関又は所属職員に委任することをいう。権限を委任することになり、責任を負うこととなります。

【参考】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）※平成26年の地教行法改正による改正後
第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

①現行

○嘉手納町教育委員会に対する事務委任規則

嘉手納町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年嘉手納町規則第7号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、嘉手納町長は、次に掲げる権限を嘉手納町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。

- (1) 教育委員会の所管に属する物品の管理、処分及び出納通知に関する事。
- (2) 教育委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収、減免及び還付に関する事。
- (3) 教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用に係る使用許可並びに使用料の決定、徴収、減免及び還付に関する事。
- (4) かでな文化センターの管理運営に関する事。
- (5) 嘉手納町町民の家の管理運営に関する事。

○町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(別表抜粋)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会の事務 局職員及び教員委員会の 管理に関する教育機関の 職員	1 教育委員会に係る議案を作成すること。 2 教育委員会に係る予算の見積書を作成すること。 3 教育委員会に係る予算の執行に関する事（委任された事項を除く。）。 4 教育委員会に係る国庫支出金及び県支出金の申請調査及び報告に関する事。 5 教育委員会に係る財産の取得、管理及び処分に関する事（委任された事項を除く。）。 6 嘉手納町人材育成会に関する事。 7 嘉手納町青少年健全育成協議会に関する事。 8 総合教育会議及び大綱策定に関する事。

②事務委任について

首長の権限に属する事務(予算執行関係)を教育委員会へ事務委任することで変わる事。

(教育委員会に委任するということは、地教行法第 25 条第 1 項の規定により、教育委員会から教育長に委任するので、実質は教育長へ委任されたこととなります。)

○事務委任した部分については、教育長へ権限が移譲され、移譲された権限による行為は教育長が責任を負い、首長の権限ではなくなります

○委任者と受任者の間に指揮監督権関係（上級庁—下級庁の関係）は存在せず、委任者は単に事務の委任をしたことの可否の責任が問われるものであります。よって、受任者の教育長が行った行政処分についての審査請求先は、首長も教育委員会でもなく、審査庁は教育長になります。

○委任した範囲において、契約に係る代表者は「教育長」となるので、金額によって契約が「町長名」と「教育長名」の判断が必要になります。

○どこまで事務委任するか判断し、事務委任規則及び決裁規程の改正（必要であれば財務会計の変更）を行う必要があります。

事務委任しないとき

○現在、補助執行されている事務について教育長に権限がなくなるので、予算の執行に関することに対して決裁権がなくなります。よって、課長決裁以上の決裁について、副町長一町長の決裁となります。財務会計の教育長決裁の変更と、決裁規程に改正が必要になります。

※この場合、教育長が事務局トップにもかかわらず、予算執行について権限を持たないことで教育行政への関与から排除されることを避けるために、「教育委員会事務局規則」において、「補助執行に係る課長決裁以上の事務については、教育長と協議等を行い執行するものとする。(案)」の条文を設け、合議や協議等をもって事務を執行する等を検討することとなります。

③検討案

近隣市町村の状況（新教育長に移行した市町村について）

予算執行に関する権限について

市町村	事務委任の有無	備考
北谷町	○	予算科目ごとに委任する金額を設定して事務委任。
うるま市	○	予算科目ごとに委任する金額を設定して事務委任。
沖縄市	○	5,000万未満の予算執行について事務委任
宜野湾市	○	1,000万未満の予算執行について事務委任
浦添市	○	予算科目ごとに委任する金額を設定して事務委任。

近隣市町村の状況や、改正法の趣旨を鑑みて、現在の状態を出来るだけ維持したまま移行できるような事務委任が望ましいと考えて、以下の通り検討案をまとめてみました。

概要：①工事に係る部分以外の予算執行に関して、教育長に事務委任する。

②教育長に委任する範囲の決裁区分を副町長と揃える。

③課長級を町長部局の課長級と揃える。（併せて改正）

（１）財務に関する事項について

→現在、教育長までの決裁となっている部分の大部分を事務委任。

しかしながら、部長制の廃止の時期が教育委員会と町長部局でずれがあったため、副町長と教育長の決裁額にズレがあるので、副町長の同額に揃えて事務委任。

具体的な事務委任する事項（副町長と揃えたものは、赤字記載）

3 財務に関する事項		決裁区分
決裁事項		教育長
土地 ・建物	施設の管理	財産の事故報告、行政財産目的外使用許可 （これはもともと事務委任されている。）
	土地の測量	
	登記	
鑑定評価依頼		
財産の滅失又はき損に対する 損害賠償要求		100万円以上 未満
公有地の境界立会い		
工事以外の予定価格設定		2,000万円未満
支出 負担 行為 （実 施 伺 ・契 約 等 含 む 。） 及び	報酬、給料、職員手当等、 共済費、災害補償費、賃金、 旅費、扶助費、償還金利子 及び割引料、公課費、職員 研修負担金	
	積立金、寄附金	○
	報償費	100万円未満
	交際費	5万円以上10万円未満
	食糧費	20万円以上
	需用費	100万円以上
	役務費、使用料及び賃借料、 備品購入費、原材料費	500万円以上
	備品購入費	700万円未満
	委託料、公有財産購入費、 補償・補填金	2,000万円未満
	工事請負費	5,000万円未満（2）の工事に関する事項で委 任しないなら財務に関する事項の工事請負費 も委任しない。

支	負担金、補助及び交付金	500万円以上300万円未満
出	貸付金、投資及び出資金	500万円以上未満
命	賠償金	—○—
令	繰出金	1,000万円未満300万円未満
	予算流用、予備費充用	10万円以上100万円未満 町長、副町長又は総務部長専決
	歳入調定及び収入命令	5,000万円未満
	国、県への補助金交付申請	
	歳入、歳出外現金の収支命令	
	歳入過誤納金還付及び充当	
	歳入の更正決定	
	歳入の納期限延長、分納	
	歳入に係る減免	100万円未満
	不納欠損処分	
	起債に関すること	○
	使用料手数料等督促状発送	

上記の分については、教育委員会へ委任

○委任された範囲において契約に係る代表者は「教育長」となります。

(2) 工事に関する事項

→工事に関する予算執行については、設計や仕様の

承認等は重要な事項となると考えるので、権限を教育長に移譲せず、現在教育長が補助執行している部分に関しては副町長の事務とする。工事請負費についても、工事に関する事項を委任しないのであれば、工事の財務に関する事項も委任しない。

具体的な副町長の事務となるもの

決裁事項	決裁区分
	教育長→副町長
予定価格の設定	3,000万円未満
予定価格の制限価格設定	予定価格が3,000万円未満
事業施行に伴う損害補償	○
工期の設定及び延長	
工事工程の承認	

工事の一部委任又は受託者等の承認及び変更	
工事中保管資材の受払	
設計、仕様の承認(変更含む。)	重要な工事
工事施行に伴う諸届出	

備考

- 1 財務に関する事項中不能欠損処分は、町長が決裁するものとする。
- 2 財務に関する事項及び~~工事に関する事項~~で、教育長の決裁を超えるものは町長が決裁するものとする。
- 3 工事に関する事項で、課長の決裁を超えるものは副町長が決裁するものとする。

※嘉手納町教育委員会事務決裁規程の改正に併せて、嘉手納町立図書館事務決裁規程及び嘉手納町立嘉手納外語塾事務決裁規程も同様に改正します。